YES NO

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※１新たに扶養を希望する対象者

受給日額は3,612円未満（60歳以上は5,000円未満）である

雇用保険の失業給付、もしくは傷病手当金又は出産手当金（付加給付含む）を受給中である

認定対象者と配偶者の年収合計は以下の条件を満たしていますか？

　・ともに60歳未満　　…260万円未満

　・いずれかが60歳未満…310万円未満

　・ともに60歳以上　　…360万円未満

認定対象者に配偶者はいますか？

認定対象者は被保険者の配偶者（内縁関係を含む）ですか？

認定対象者の年間収入※４は、次の条件を満たしていますか？

・60歳未満…130万円未満かつあなたの年収の2分の１以下である

・60歳以上及び障がい者…180万円未満かつあなたの年収の2分の１以下である

認定出来ません。

次の条件を満たしていますか？※３

　・毎月送金している。

（少なくとも直近3カ月）

　・認定対象者の月額収入は送金額

よりも少ない。

認定対象者※１は次のいずれかに該当しますか？

・直系尊属（被保険者の父母、祖父母、祖祖父母）

・配偶者（内縁関係を含む）

・子、孫、弟妹

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※2被保険者と同じ家の中に住んでいることを言います。同じ敷地内でも別棟の場合  
場　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　は同居と認められません。但し、入院中、介護施設入所中は同居とみなします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※3単身赴任、別居中の子への送金確認は不要とします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※4　原則として、申請時より先の一年間の年収（見込）で判断します.

被保険者と「同居※２」していますか？

認定対象者は被扶養者として認定される可能性があります。「被扶養者異動届」に「必要書類」を添付して申請してください。

　　・「被扶養者異動届」は[こちら](http://gsk-kenpo.jp/member/application/files/T08.pdf?20140526)から入手してください。

　　・「必要書類」については、事前に[こちら](http://gsk-kenpo.jp/member/outline/files/family_b01.pdf)から確認ください。

認　　定　　で　　き　　ま　　せ　　ん。

被保険者と「同居※２」していますか？

その家族は次のいずれかに該当しますか？

　・三親等以内の親族

　・内縁関係の配偶者の父母及び子